

# 一般会計予算決算常任委員会 総務文教分科会 審査日程

日 時 令和3年2月24日（水）

午前9時

場 所 第1委員会室

## 審査内容

1 議案第1号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第19回）について

### **審査番号①** 税務課、財政課、議会事務局、消防課

(1) 歳入に係る説明

- 1-1-2、1-2-1、1-4-1、1-5-1、1-6-1 税務課
- 2-1-1、3-1-1、7-1-1、8-1-1、19-1-1、22-1-10 財政課

(2) 歳入に係る質疑

(3) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

- 1-1-1 議会事務局
- 2-1-8、12-1-2 財政課
- 9-1-1、9-1-2 消防課（歳入21-4-2）

(4) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

### **審査番号②** 人事課、企画課、シティセールス課、地域活性化室

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

- 2-1-1、2-1-2 人事課（歳入21-4-2）
- 2-1-9 企画課  
（繰越明許費補正：高度無線環境整備推進事業、  
LABVアドバイザー業務）
- 2-1-10 シティセールス課
- 2-1-27 地域活性化室（歳入22-1-1）

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

### **審査番号③** 教育委員会

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

- 10-1-2、10-2-3 教育総務課（歳入15-2-6、22-1-6）  
（繰越明許費補正：旧埴生小学校グラウンド南側法面整備事業）
- 10-2-1、10-2-2、10-3-2 学校教育課（歳入15-2-6、18-1-2）
- 10-5-2、10-5-3、10-5-4、10-5-8 社会教育課（歳入18-1-2、22-1-6）  
（繰越明許費補正：埴生地区複合施設整備事業）

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

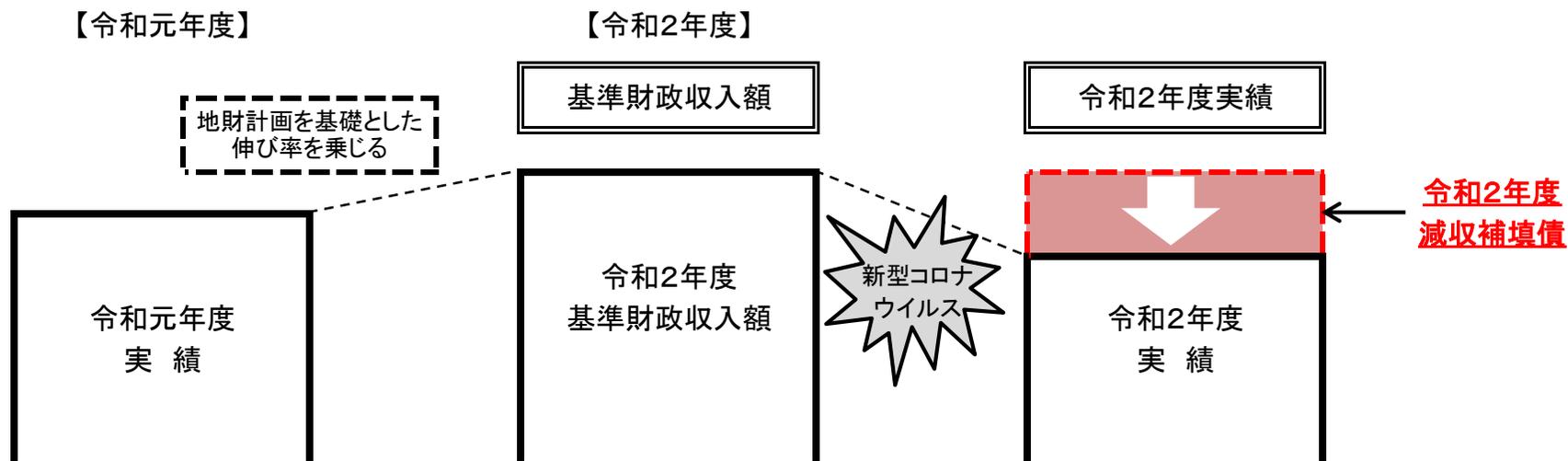
- ※1 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うこともあります。
- ※2 歳出の説明をするときに特定財源がある場合は、歳入のページを示し、歳入についても説明をお願いします。

## 1款 市税

項	目	当初予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正額の内訳とその説明
1市民税	2 法人	863,552 法人均等割 法人税割 滞納繰越額	▲ 72,000	1現年課税分 法人税割 ▲70,000千円 【予算算出根拠】収入見込額－当初予算額 610,428千円－680,428千円＝▲70,000千円 主要法人の利益減により▲66,341千円の減。徴収猶予の特例による繰越により▲3,659千円の減。
2 固定資産税	1 固定資産税	5,091,550 土地 家屋 償却資産 滞納繰越額	▲ 167,000	1現年課税分 土地 ▲36,000千円 家屋 ▲67,000千円 償却資産 ▲64,000千円 【予算算出根拠】収入見込額－当初予算額 4,909,360千円－5,076,360千円＝▲167,000千円 設備投資が見込みを上回るなど8,156千円の増。徴収猶予の特例による繰越により▲175,156千円の減。
4市たばこ税	1市たばこ税	429,272 調定見込額	▲ 4,000	1現年課税分 調定見込額 ▲4,000千円 【予算算出根拠】収入見込額－当初予算額 425,272千円－429,272千円＝▲4,000千円 販売本数の減により減。
5入湯税	1入湯税	7,810 調定見込額	▲ 3,000	1現年課税分 調定見込額 ▲3,000千円 【予算算出根拠】収入見込額－当初予算額 4,810千円－7,810千円＝▲3,000千円 令和2年度実績により減。
6都市計画税	1都市計画税	547,365 土地 家屋 滞納繰越額	▲ 2,000	1現年課税分 家屋 ▲2,000千円 【予算算出根拠】収入見込額－当初予算額 313,286千円－315,286千円＝▲2,000千円 徴収猶予の特例による繰越により減。

## 減収補填債

1. 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年度途中の減収に対して、<b>減収を補填するための特別の地方債(減収補填債)の発行が可能</b></li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、通常を上回る大幅な減収が生じる消費や流通に関わる7つの税目(本市に係る税目は4つ)が、<b>令和2年度限りの措置</b>として、減収補填債の対象税目に追加</li> </ul>	
2. 対象税目	従来制度	<b>令和2年度(コロナ分)</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民税法人税割</li> <li>・ 利子割交付金</li> <li>・ 法人事業税交付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>市たばこ税</b></li> <li>・ <b>地方揮発油譲与税</b></li> <li>・ <b>地方消費税交付金</b></li> <li>・ <b>ゴルフ場利用税交付金</b></li> </ul> <small>(上記以外の対象税目)不動産取得税、軽油取引税・同交付金、航空機燃料譲与税</small>
3. 精算制度	あり	なし
4. 交付税措置率	75%	<b>75%(下記以外の税目)</b> <b>100%(地方揮発油譲与税、地方消費税交付金の税率引き上げ分)</b>
5. 充当率	100%	



1 減収補填債の算定について

(単位:千円)

款-項-目	税 目	標準税収入額 (a)	決算見込額 (b)	補正額 【減収補填債】 (c) = (b) - (a)
1-4-1	市たばこ税	455,687	425,272	▲ 30,415
2-1-1	地方揮発油譲与税	40,043	37,512	▲ 2,531
7-1-1	地方消費税交付金	1,346,610	※ 1,300,580	▲ 46,030
8-1-1	ゴルフ場利用税交付金	62,592	61,568	▲ 1,024
	税目 計	1,904,932	1,824,932	▲ 80,000
減収補填債における普通交付税措置額は、地方揮発油譲与税及び地方消費税交付金の税率引き上げ分については、100%算入、その他は75%算入となるため、66,800千円程度を見込んでいます。				

※ 地方消費税交付金における決算見込額には、徴収猶予見込額 25,770千円を含んでいます。

2 市税等における決算見込による補正について

(単位:千円)

款-項-目	税 目	当初予算額 (a)	決算見込額 (b)	補正額 (c) = (b) - (a)
1-4-1	市たばこ税	429,272	425,272	▲ 4,000
2-1-1	地方揮発油譲与税	45,000	37,512	▲ 7,488
7-1-1	地方消費税交付金	1,250,000	1,274,810	24,810
8-1-1	ゴルフ場利用税交付金	65,000	61,568	▲ 3,432
	税目 計	1,789,272	1,799,162	9,890